

第十七條 決議權ヲ有セズ
組合費完納組合員二十名迄ハ壹名
五十名迄ハ貳名
五十名以上ハ五十名ヲ増ス毎ニ壹名 其ノ端數三
出ス

(二) 代議員ハ各工場分會ニ於テ左ノ割合ヲ以テ選
出ス
全五十名以上ハ五十名ヲ増ス毎ニ壹名 其ノ端數三
十名ニ達シタル時ハ壹名
(三) 代議員ノ選出方法ハ各分會ニ於テ適宜之ヲ定メ選出
後其ノ資格ヲ證明スル信任状ヲ大會ニ提出スルモノト

第十八條 大會ハ代議員總數ノ三分ノ二以上出席スルニ非
ズ

第十九條 大會書記及左ノ大會各種委員ハ大會ノ議長之ヲ
選任ス

- (一) 代議員資格審査委員
- (二) 議事委員
- (三) 法規委員
- (四) 豫算委員
- (五) 會計審査委員

第二節 執行委員會

第二十條 執行委員會ハ本組合ノ執行機關ニシテ大會ノ決
議ニ基ツキ會務ヲ執行スルモノトシ毎月二回以上開催

シ 執行委員長之ヲ召集ス
但シ緊急必要アル場合ハ大會ノ決議ヲ經ズニテ執行ス
ルコトヲ得 此ノ場合ハ次期大會ニ於テ事後承認ヲ經
ルヲ要ス

第二十一條 執行委員會ハ大會ニ於テ選出サレタル若干名ノ
執行委員ヲ以テ構成ス

第二十二條 執行委員會ハ若干名ノ常任執行委員ヲ互選シ
常任執行委員會ヲ組織セシムル事ヲ得

第二十三條 常任執行委員會ハ執行委員會ノ事務ヲ處理スル
モノトス

第二十四條 執行委員會必要ト認メタル時ハ各工場分會ヨリ
一定ノ比例ニ依リ選出サレタル代表者ヲ以テ協大執行
委員會ヲ開催スル事ヲ得